「

北部ダム事務所	名護市	東部河川総合開発事業に係るダム（億首川億首ダム） 東部河川総合開発事業に係るダム（億首川億首ダム）に係る河川	ダムの建設工事に関すること。 河川の管理に関すること。
		沖縄県の全区域	河川総合開発事業の調査に関すること。
		中頭東部地すべり対策事業にかかる区域	地すべり防止に関する調査に関すること。

」

に、同表北部ダム統合管理事務所の項中「及び羽地大川羽地ダム」を「、羽地大川羽地ダム及び大保川大保ダム」に改める。

附　則

この府令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第六十六条第十一号の改正規定は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十二号）の施行の日（平成二十三年五月一日）から施行する。

○内閣府令第十六号

金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）を実施するため、金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

内閣総理大臣　菅　**直人**

金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令

金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「人事調査官一人」の下に「、国際証券規制調整官一人、国際協力調整官一人」を加え、同条中第八項を第十項とし、第七項の次に次の二項を加える。

8　国際証券規制調整官は、命を受けて、証券監督者国際機構その他の証券取引制度に関する国際機関、国際会議等に関する事務のうち重要事項についての調整に関する事務に従事する。

9　国際協力調整官は、命を受けて、金融庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち重要事項についての調整に関する事務に従事する。

第四条第十三項中「第七条第二項」を「第六条第四項、第七条第二項、第八条の二第三項及び第十条第四項」に改める。

第六条の見出しを「（企画官等）」に改め、同条第一項中「企画官一人」の下に「、開示企画調整官一人、企業財務調査官一人」を加え、同条中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3　開示企画調整官は、命を受けて、企業内容等の開示等に関する制度の企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

4　企業財務調査官は、命を受けて、令第十三条第一項第二号及び第九号に掲げる事務のうち重要事項に関する事務に従事する。

第七条第一項中「十五人」を「十三人」に改める。

第八条の二の見出しを「（監督企画官等）」に改め、同条第一項中「監督企画官一人」の下に「、統括モニタリング管理官一人」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　統括モニタリング管理官は、命を受けて、銀行第一課の所掌事務のうち次の各号に掲げる者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める事務を整理する。

一　令第二十条第一項第一号イに掲げる者　業務又は財産に関するリスク及びその管理の状況の把握に関する事務

二　令第二十条第一項第一号ハに掲げる者及びその子会社等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）　財産に関するリスク及びその管理の状況の把握に関する事務

四　令第二十条第一項第一号ハに掲げる者及びその子会社等（銀行法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）　財産に関するリスク及びその管理の状況の把握に関する事務

第十条の見出し中「保険財務管理官等」を「統括モニタリング管理官等」に改め、同条第一項中「並びに」の下に「統括モニタリング管理官一人、」を加え、同条中第七項を第八項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4　統括モニタリング管理官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち次の各号に掲げる者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める事務を整理する。

一　令第二十二条第一項第一号イに掲げる者　業務又は財産に関するリスク及びその管理の状況の把握に関する事務

二　令第二十二条第一項第一号ロに掲げる者　業務又は財産に関するリスク及びその管理の状況の把握に関する事務

三　令第二十二条第一項第一号イに掲げる者及びその子会社等（保険業法（平成七年法律第百五号）第百十条第二項に規定する子会社等をいう。）　財産に関するリスク及びその管理の状況の把握に関する事務

四　令第二十二条第一項第一号ロに掲げる者及びその子会社等（保険業法第二百七十一条の二十四第一項に規定する子会社等をいう。）　財産に関するリスク及びその管理の状況の把握に関する事務

第十五条第一号中「第十五項」を「第十六項」に改める。

第十六条第一号中「第十八条第十六項から第二十項まで」を「第十八条第十七項から第二十一項まで」に改める。

第十八条第一項中「四十四人」を「四十五人」に、「国際専門審査官一人」を「国際専門審査官二人」に、「十三人」を「十四人」に、「百三十四人」を「百三十八人」に、「三人」を「二人」に、「主任証券調査官十五人」を「総括証券調査官一人、主任証券調査官十四人」に、「二人」を「三人」に改め、同条第十二項中「事務」の下に「のうち重要なもの」を加え、同条中第二十二項を第二十三項とし、第十三項から第二十一項までを一項ずつ繰り下げ、第十二項の次に次の一項を加える。

13　総括証券調査官は、命を受けて、課徴金調査等を実施し、並びに主任証券調査官及び証券調査官の行う事務を整理する。

附則第三条中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年六月三十日」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第十七号

公益認定等委員会令（平成十九年政令第六十四号）第五条の規定に基づき、公益認定等委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

内閣総理大臣　菅　**直人**

公益認定等委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

公益認定等委員会事務局組織規則（平成十九年内閣府令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「七人」を「六人」に改める。

附　則

この府令は、平成二十三年四月一日から施行する。